2018年1月12日(金) 宮城県高等学校•障害児学校教職員組合 TEL:022-234-1335 FAX:022-273-1767

## 三者共闘会議 退職手当削減提案の反対を改めて表明!

|第 1 回総務部長交渉| =怒りの署名5800筆を提出=

三者共闘会議は、1月11日17時から退職手当削減 に係る1回目の総務部長交渉を行った。交渉に先 立ち、三者共闘会議は「退職手当の削減反対に関 する署名」を総務部長に手渡した。署名数は、5 800筆(高教組1090筆)となり、現場の怒 りの声を県当局に届け、交渉が始まった。



退職手当は賃金の一部!



間に合います。次回交渉まで、

退職手当は、退職にあたってのご褒美ではなく、生涯賃金の一部、簡単に削減が許されるもので はない。被災地の本県における退職金の削減は他県との均衡では説明できず、頑張ってきた宮城県 職員にとって許されない削減であり、改めて削減反対の立場を表明し、提示そのものの見直しを要 求した。

総務部長は「今回の提示内容は、国や他都道府県の状況、本県の財政状況等を総合的に検討した 結果であり、震災以降宮城県の復旧・復興のため、頑張っていただいていることに感謝しつつも、 ご理解を賜りたい」と回答した。交渉の中で「退職後の再任用者の取扱いに関し、行政と教員の間 に違いがある| ことが判明した。知事部局や教育庁の事務・栄養職員の場合、早期退職者も定年退 職と同様の取扱いとするが、教員の場合は再任用職員としては扱わない、講師採用のルールに従っ て行うというものである。

今回の約80万円(最高号俸、勤続38年で試算)の削減額は、5年前の400万円の削減とあ わせると500万円弱の削減となる。退職後の生活設計に大きな影響を及ぼすものである。そして 年金支給年齢の引き上げ(63歳から支給)が追い打ちをかけるのである。「今後の交渉も、交渉 回数の設定も含めて、誠実に交渉に応じる|ことを求めて、1回目の交渉を終えた。

「退職手当」のさらなる削減に係る 大詰めの第2回総務部長交渉に参加を!

日時: 1月17日(水)

17時~終了時刻未定

※県庁1階ロビー、16:30集合

場所:県庁2階 第2入札室

※ 職専免申請をしません。年休での参加となります。 発言者は、本部が参加者から委任します。

仙台市や県内市町村は、

今年度の実施を見送り

仙台市は、市労連に対して今年度の実施を 見送り来年度退職者からの施行を提示した。 また、県内市町村で構成する退職手当組合も 施行日を4月1日以降として、2月に自治労 と交渉する意向を示している。

他県の動向としては47都道府県のうち、 11自治体で施行日を4月1日以降として 交渉が行われているのが現状である。

署名に取り組んでない職場は、早急に署名への取り組みよろしくお願いします!!